



基安安発 0330 第 4 号
令和 3 年 3 月 30 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

令和 3 年度における林業の安全対策の推進について（要請）

林業における死亡災害発生状況は、令和 2 年の死亡者数（3 月 22 日速報値）については平成 31 年／令和元年の同期と比べ 4 人増加し 35 人となっています。これは平成 29 年の同期比で 4 人（10.3%）の減少ではあるものの、第 13 次防労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）で掲げる目標（死亡者数を平成 29 年と比較して、令和 4 年までに 15%以上減少させる）の達成のためには、なお一層の労働災害防止対策の推進が強く求められます。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等を図るとともに、平成 31 年に改正された労働安全衛生規則に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について遵守を徹底することにより、林業における安全対策を推進してきたところです。

今般、13 次防における計画期間（平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 5 年間）の 4 年度目である令和 3 年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、別添を傘下の会員等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をお願いいたします。